

資料 1

平成 27 年 1 月 14 日

長野市上下水道事業管理者

高見澤 裕 史 様

長野市上下水道事業経営審議会

会長 今 村 英 明

下水道使用料について (答申)

平成 26 年 10 月 24 日付け 26 水総第 284 号で諮問のありました  
このことについては、慎重に審議した結果、当審議会の意見は、  
別紙のとおりです。

諮問事項に対する当審議会の考え方は次のとおりです。

長野市の下水道事業は、平成 29 年度の全戸水洗化を目標に整備を進めており、平成 25 年度末の人口普及率は 96.2%となっている。

近年、下水道事業の経営を取り巻く環境は変化しており、長期の人口減少期を迎えたほか、市民の節水意識の定着、節水型機器の普及等による水需要の減少に伴い、下水道使用料収入は、下水道の新規接続による伸びはあるものの、その伸び率は減少傾向にある。

上下水道局が作成した平成 27 年度から平成 36 年度までの 10 年間の財政収支計画によると、収益的収支については、水需要の減少などにより下水道使用料収入は減少傾向ではあるが、地方公営企業会計制度の見直しもあり、収益が費用を上回り、毎年 20 数億円の純利益が生じる見込みである。

一方、資本的収支については、新たな汚水管渠の整備費は減少していくものの、企業債元金償還金が増加するとともに汚水管渠の長寿命化・耐震化等の事業費、浸水対策のための雨水渠等整備費が増加していくため、資本的支出は増加傾向にあり、毎年 60 億円程度の収入不足が生じる見込みである。

この結果、現金支出を伴わない年間 30 数億円の損益勘定留保資金を加えた資本的収支不足を補填する内部留保資金等は、徐々に減少するが、使用料算定期間内においては計画した事業の実施が可能であることから、使用料を改定する緊急性は低いものと判断される。

以上の考え方にに基づき、下記のとおり答申します。

## 記

### 1 下水道使用料について

- (1) 使用料算定期間は、現行の水道料金の算定期間を勘案し、平成 27 年度から平成 30 年度までの 4 年間とする。
- (2) 下水道使用料は、据え置きとする。

### 2 附帯意見

- (1) 下水道事業は建設から維持管理の時代へ移行していくことから、維持管理及び施設の更新に係るコスト縮減を進め、適正かつ健全な経営の継続に努めること。
- (2) 下水道未接続者に対しては、水洗化工事費用に対する支援制度を周知するとともに、未水洗の理由など実情を十分把握した上で下水道への接続を促し、使用料収入の確保を図ること。
- (3) 今後、施設の老朽化が進むことから、将来の施設更新費用に備えた積立てについて検討すること。
- (4) 利用者間の負担の公平性の観点から、累進使用料体系の在り方について引き続き検討すること。

## 審議会における下水道使用料の答申経過

審議年度	平均改定率	改定適用 年 月 日	一般家庭使用料(1ヵ月20m <sup>3</sup> 使用時)		備 考
			使用料(税抜き)	改定率	
昭和56年度	55.01%引上げ	S57. 4. 1	1,220円	57.42%	
昭和61年度	12.00%引上げ	S62.4. 1	1,364円	11.80%	
平成2年度	10.83%引上げ	H3. 4. 1	1,566円	14.81%	以降3年毎に料金を見直すこととした。
平成5年度	22.80%引上げ	H6. 6. 1	1,935円	23.56%	
平成8年度	15.92%引上げ	H 9. 4. 1	2,330円	20.41%	
平成11年度	13.88%引上げ	H12. 6. 1	2,730円	17.17%	
平成14年度	7.92%引上げ	H15. 6. 1	2,943円	7.80%	
平成17年度	8.00%引上げ	H18. 6. 1	3,213円	9.17%	
平成20年度	据え置き	—	3,213円	—	
平成23年度	据え置き	—	3,213円	—	
平成26年度	据え置き	—	3,213円	—	以降4年毎に料金を見直すこととした。